

中国における新会社法の特徴

張 国 炎

一 はじめに

中国の経済体制の進化と市場経済体制の創立およびその整備につれ、『中華人民共和国会社法』(1993年2月29日成立, 1994年7月1日施行)が立法され, 同法は, 11章, 203条から構成されている(以下『旧会社法』という)。しかし, 同法は, すでに現状のニーズに相応しくなくなっていた。その具体例は, 主に次のものが挙げられる。第1, 会社設立基準が高すぎ, 社会的な資金の投資ニーズにも満足しにくい。第2, 会社ガバナンス構造が完全ではない, 株主総会, 取締役会, 監事会(監査役会のことを指す), 管理職(たとえば総経理や支配人などの高級管理職につく職員を指す)の権利と義務を1層明確にする必要がある。第3, 株主, 特に中小株主への合法的な権益の保護体制が完全ではない。会社の債権者, その他の利害関係者, 社会公益への保護手段も欠如している。第4, 株式発行, 譲渡, 上場に関する規定もすでに会社投資活動の実際のニーズへの適用もできなくなった。第5, 上場会社の監督する過程に出現した新情況, 新問題を処理する手段が欠如しており, 資本市場の秩序の維持は困難となった。第6, 会社, 取締役, 監事(監査役), 高級管理者の誠実義務, その法的責任に関する規定が存在していなかったため, 社会信用制度の成立, 取引安全の要求を満たすことができない。よって, 『旧会社法』は改正された(2005年10月27日改正, 2006年1

月1日施行、3章、209条から構成される）。『新会社法』は、主に次の内容について、旧会社法を改正している。

二 会社設立制度に関する改正—資金調達、経済発展、就業機会の拡大—

1 最低資本金制度

『旧会社法』には次のような規定があった。第23条、第78条は有限責任会社の資本の最低限度金額は、生産と商品の卸売りを主とする会社は50万元、小売業を主とする会社は30万元、科学技術開発、コンサルティング、サービスを行う会社は10万元、株式会社は1000万元、しかも1回で支払わなければならないと規定していた。

これに対して、『新会社法』は、まず、会社経営内容の区分によって登録の最低限度金額に関する規定を削除した。第2、『新会社法』は、有限責任会社の資本の最低限度額は、3万元とし（『新会社法』第26条）、一人有限責任会社の資本の最低限度額は、10万元とし（『新会社法』第59条）、株式会社の資本の最低限度額は500万元（『新会社法』第81条）とし、ただし、法律によって他の要求があれば除外する、たとえば、外商独資企業、上場会社、特殊な産業、銀行、信託会社、証券会社、不動産開発会社などである。第3、『新会社法』は、会社が決まった比例によって2年間に分割で出資金額の払い込むことを許し、投資会社は5年間に出資金額の払込を認めた。しかし、第1回目の出資金額は、3万元より少ない、または全部出資金額の20パーセントより低くてはならず（『新会社法』第81条）。『新会社法』は、『中外合資、中外協力、外商独資企業（中国では三資企業と言い、外資系企業は資本提供形態によって分類され、それらの企業を規制する企業法もそれぞれ違って、会社法の特別法としての地位を持つ。）に関する法律』（以下『3資企業法』と称する）に他の規定があれば、この特別法を適用すると規定したが、『3資企業法』は今まで外資の比例についてだけを規定し、外資

の企業への実際的な出資金額について具体的な規定がなかった。慣習によれば、外商独資(100%外国資本によって設立された会社のことで、業種は中国対外貿易省公表したリストによって制限される)の出資金額は1般的には、4万ドル以上になっていた。

2 出資の方式

『旧会社法』は、会社への出資について紙幣、現物、工業所有権、ノウハウ、土地使用権だけを認めている(『旧会社法』第24条)。『新会社法』は、出資方式の範囲を拡大した。『新会社法』第27条によると、紙幣、現物、工業所有権、土地使用権、漁業権、債権からの株、効力のある裁判所判決の債権を含み、すなわち、紙幣に評価した相当の価格で法律によって譲渡できる非紙幣的な財産を価値評価して出資することもできる、ただし、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産についてはこの限りでない」と規定している。

3 無体財産の出資比例

『旧会社法』第24条は、無体財産(工業所有権、ノウハウ等)の出資比率が会社の資本金の20パーセントを超えてはならないと規定し、しかし、『科学技術成果転換の促進に関する法律』第1条は、無体財産の出資比率を35パーセントまでにあげた法規もあった。『新会社法』第27条は、すべての株主の金銭出資金額は、有限責任会社の資本の30パーセントを下回ってはならないと規定している。

4 会社の対外投資比率

『旧会社法』第12条は、国務院が規定した投資会社と持株会社を除き、会社の累計対外投資金額は会社の純資産の50パーセントを超えてはならないと規定していた。『新会社法』は、このような制限を削除した。つまり、『新会社法』は、会社の対外投資について何らかの制限がないといえ、法律が制限しているのは、会社が投資企業の債務につき、連帯責任を負う出資者となってはならない(『新会社法』第5条)、たとえば、会社はパートナー企

業法の規定によって1 般的パートナーにならず、有限的なパートナーになると規定している（『中華人民共和国パートナー企業法』第3 条）。

三 株主適法な利益と社会公共利益保護体制の健全、投資の奨励

1 株主による監督は正権

株主が会社の実情的な状況を把握することは、株主利益の保護を基礎する前提であろう。そこで、『新会社法』は、内容に関して次のような補完または改正を行った。第1、『新会社法』第34 条、166 条は、株主が定款、株主会総会の議事録、取締役会会議の決議、監事会会議の決議及び財務会計報告書を閲覧、謄写する権利を有すると規定している。

第2、『新会社法』第33 条、34 条、97 条、131 条は、株式有限会社が定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、取締役会議事録、監事会議事録及び財務会計報告書を会社に備え置かなければならないと規定している。

第3、『新会社法』第117 条は、株式会社が定期的に株主に対して取締役、監事、高級管理職（高級管理職とは、「会社の経理、副経理、財務責任者、上場会社取締役会秘書及び会社定款に定めたその他の人員をいう」）の会社から得た報酬の状況を開示しなければならないと規定している。問題は、『新会社法』の次のような規定である。まず、会社は、合理的な根拠に基づいて、株主による会計帳簿の閲覧が不当な目的によるものであり、これにより会社の適法な利益が損なわれるおそれがあると認めた場合には、会社は、株主の閲覧を拒否することができ、かつ株主が書面の請求を提出した日から15 日以内に書面により回答し、かつその理由を説明しなければならない。会社が株主の閲覧請求を拒否した場合は、株主は、会社に対して閲覧を認めさせるよう裁判所（人民法院）に請求することができると規定している（『新会社法』第34 条）。次に、『新会社法』に関連のある規定は、主として株式会社を対象にし、特に上場会社、非株式会社の

株主（有限会社の出資社員のことを指す）の権利主張に対して、法律上かつ司法実践においても何の対策もない。以上のような規定は、表面上から見て、会社または株主に比較的多くの権利を与えたが、一方これらの規定もまた矛盾の継続若しくは訴訟の源になると言えよう。もちろん、資料または報酬を閲覧することの裁量権は、大いに裁判官に委ねられている。

2 株主総会の招集手続・議事規則

会社運営より生じた実際的な問題と各方面から寄せた意見により、新会社法は、株主総会の招集手続き、議事規則に対して補完と完備を行った。第1、「新会社法」第40、111条は、臨時株主総会の開催に対して議決権を有する株主持株比率を4分の1から10分の1に改め、かつ株主総会の招集手続きも完備したと規定している。

第2、「新会社法」第103条は、株式有限会社株主の提案権を増設した。すなわち、単独または合計で会社の3パーセント以上の株式を有する株主は、臨時提案権を持つと規定している。

第3、「新会社法」第151条は、株主総会が取締役、監事、高級管理職に株主総会への列席を求める場合、彼らは会議に列席し、かつ株主の質問を受けなければならないと規定している。

第4、「新会社法」第106条は、株式有限会社が株主総会で取締役と監事を選挙するときに、累積投票制を実施することができると規定している。

第5、「新会社法」第105条は、定款において、会社の重要財産の譲渡若しくは譲受または対外的な担保提供などの事項について、株主総会の決議を経なければならないと定めている場合、取締役会は、速やかに株主総会会議を招集し、かつ主宰しなければならない。株主総会において、以上の事項について承認しなければならないと規定している。

3 株主の責任追及訴訟に関する規定の整備

これについて、「新会社法」は次のような規定がある。第1、「新会社法」第152条は、会社の取締役、経理など高級管理者が職務懈怠をし、会社の利

益を侵害したにもかかわらず、会社が彼らに責任を追求しない場合、株主が会社と自己の權益を保護するために、人民法院に訴訟を提起することができる」と規定している。これは『新会社法』が新設した、いわゆる株主代表訴訟（株主派生訴訟ともいう）制度である。

第2、『新会社法』第153条は、取締役、高級管理者が法令・定款に違反し、株主の利益に損害を与えた場合、株主が人民法院に訴訟を提起することができる」と規定している。

第3、『新会社法』第22条は、株主有限会社（日本では株式会社のことを指す）の株主総会、取締役会の会議招集手続き、議決方式が法令・定款に違反する場合、株主が人民法院に取消を請求することができる。決議の内容が法令・定款に違反する場合、株主は、人民法院に決議の無効を請求することができる」と規定している。問題は、次のような規定である。つまり、株主が上述の規定により訴訟を提起する場合、人民法院が会社の請求により、株主に相当の担保を要求することができる。しかし、このような担保を如何に確認するかが明らかでない。これは、将来に問題を残すであろう。

4 株主有限責任の濫用の是正

1部の会社は、株主の有限責任を濫用し、債務を逃れ、法的義務を逃避し、会社の債権者の利益と社会公共利益を損害したケースが存在している。相応的な防止規範体制を立てるために、『新会社法』は、「法人格否認制度」及び連帯責任制度を導入した（『新会社法』第20条）。これらは、『新会社法』において債権者の保護の強化、悪意的な債務逃れの防止、会社の利益を侵害する防止対策であろう。

四 会社融資制度の健全化、これにより資本市場の国民経済の発展を促進

1 新株の発行条件

『旧会社法』の会社新株の発行条件を規定している第137条の内容は、当

時の状況によって制定されたが、1部の条件は、実際の現状に適用ができなくなつて、かつ内容があまりにも柔軟性がない。「新会社法」は、新株の発行条件に関する規定を削除し、新株の発行権利を会社に譲渡しており、それは自治の原則の表れといえよう。よつて、「新会社法」第134条は、これについて簡単な規定だけを置いて、取り消した発行の条件に関する内容を「証券法」の第13条に規定している。つまり、会社が新株を発行する場合は、次の条件に合致しなければならない。第1、健全かつ良好に運営されている組織機構を備えていること、第2、継続的に利益を獲得できる能力を備えており、財務状況が良好であること、第3、直近3年間の財務会計文書に虚偽記載がなく、その他重大な違法行為がないこと、第4、国務院の認可を受けた国務院証券監督管理機構の規定するその他の条件に合致しなければならない。

2 株式の上場・停止・廃止条件

社会各方面から、「旧会社法」の会社の上場条件が高すぎ、適当に緩和する提案が寄せられていた。会社の上場の便利性、かつ最初から上場会社の質量を保証するなどのニーズを考慮して、「新会社法」は、「旧会社法」にあった株式の上場・取引・1時停止及び廃止などに関する規定（「旧会社法」第152条から157条まで）の全部を「証券法」に移行させた。よつて、この2つの法律によつて個別的に機能を發揮させることができるだろう。

3 社債

「新会社法」は、「旧会社法」第159条に社債の発行主体を制限する規定を削り、社債により募集した資金の用途、社債の利率の確定方法、社債の担保状況、社債の発行価格などに関する内容を増やした（「新会社法」第155条）。また、「新会社法」は、「旧会社法」に社債を証券取引所で譲渡しなければならないというような規定（「旧会社法」第170条）も削つた。さらに、「新会社法」は、社債を証券取引所において取引する場合は、証券取引所の取引規則に従つて譲渡すると規定している（「新会社法」第170条）。

五 コーポレート・ガバナンス、内部管理体制の整備、会社運営効率化

1 取締役制度の健全化

『旧会社法』は代表取締役の権限を強調しすぎるだけでなく、取締役会の議事規則も完全ではない（『旧会社法』第12条）。よって、『新会社法』は、取締役会の集団的な決定を強調し、取締役代表権限の制約を強化し、また、取締役会の会議制度とワーキングプロセスを細かくし、会社が独立取締役を設けてもいいと規定した（『新会社法』第102条、103条、106条、123条）。『新会社法』は、一般的な有限会社の取締役会に従業員代表を有することを奨励し、特に国有企業に、また、彼らを民主的選挙により選出するような明白な規定もある（『新会社法』第109条）。しかし、独立取締役（上場企業に限って設置することになっている（『新会社法』第123条。）の設置は、一般的には会社に監事がなかった会社に対応した制度であるが、会社に監事がある場合に、再び独立取締役を設けることは、無駄なことと私は考える。もちろん、たとえば、独立取締役若しくは監事が職務に不真面目であったり、または大株主に支配される場合、独立取締役または監事制度は見せかけになる。

2 監事会役割の強化

『旧会社法』第54、126条は、監事会の権限に関する範囲が狭すぎ、原則だけを規定し、実質的にはあまり機能しない、実践においても監事会の作用が弱い。これに対して、『新会社法』は、次のように改正を加えた。

第1、監事会の権限を充実した。たとえば、『新会社法』第54、55、119条は、監事会が取締役会に対して取締役、経理に関する罷免の提案を提出の権利を有し、取締役会の会議に列席する権利、また、取締役会の決議事項に対して質問または意見を提出するなどの権利を有すると規定している。

第2、『新会社法』は、監事会、監事会を設けない有限会社の監事の行為

が会社の経営状況に異常を発見した場合には、調査を行うことができる、必要な場合は、会計士事務所などを招聘してその作業の協力を頼んで調査を進み、また、会社が監事の権限を行使するための必要な費用を会社が保証しなければならない旨規定している（『新会社法』第54条、55条、119条、57条）。

第3、『新会社法』は、有限責任会社は、監事会を設置する場合、その構成員は3人を下回ってはならない、しかし、株主の人数が比較的少ないまたは会社規模が比較的小さい、たとえば、有限責任会社の場合、1名乃至2名の監事を置き、監事会を設置しないことができると規定している（『新会社法』第52条）。

第4、有限責任会社の監事会会議は毎年少なくとも1回は召集するものとし、株式会社の監事会会議は少なくとも6ヶ月ごとに1回を開催する、また、監事は臨時監事会会議の開催を提案することができる」と規定している（『新会社法』第56条、120条）。

3 取締役、監事、高級管理職の義務と責任

会社運営の実践から見て、一部の会社の取締役、高級管理職が権限を怠って、会社利益に損害を与えるまでケースもよく出ている、会社取締役、監事、高級管理職の法的義務を1層明確にするおよび責任追求体制を強化するために、『新会社法』は以下のような内容の規定を置いた。

第1、『新会社法』第148条は、会社の取締役、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び定款を遵守し、会社に対して忠実義務と勤勉義務を負うと規定している。

第2、『新会社法』第149条は、取締役、高級管理職が株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己または他人のために会社の事業チャンスを奪い、また、会社との取引のコミッションを受け取り自己の物とするような行為があってはならないと規定している。

第3、『新会社法』第21条は、取締役、監事、高級管理職が忠実義務と勤

勉義務を違反してはならないこと、職務権限の範囲内で職務を履行しなければならない旨規定する。また、会社に重大な損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならないと規定している。

第4、「新会社法」第20条は、会社の株主は、会社法人の独立的地位と株主の有限責任を濫用して会社の債務を逃れ、これにより会社の債権者の利益を嚴重に損なった場合は、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならないと規定している。

第5、「新会社法」第21、125条は、会社の支配株主、実質支配者、取締役、監事、高級管理職は、その関連関係の地位を利用して会社の利益を損害してはならず、この規定に違反し、会社に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならないと規定している。

「新会社法」において以上のような内容を規定しているが、このような内容は、強制執行力を持つかどうか、または司法機関の判断により適用されるかどうかについては、疑問で、実践の運用と発展に委ねられているといえる。

六 上場会社のガバナンス、上場会社及びその関係者の法的義務と責任

1 上場会社のガバナンスの強化

取締役と高級管理職の誠実責任の強化、独立取締役制度の一層の完備、及び社会各方面から寄せた上場会社への厳しい規制、上場会社のガバナンス構造への完備の要求があるため、「新会社法」は、第3章に1節を増やし、つまり、「上場会社組織機構に関する特別規定」と名付けて第5節として設けた。これに関して、次のような内容がある。

2 独立取締役の機能

「新会社法」第123条は、上場会社が独立取締役制度を実施することを明確に規定している。これにより、実践において更なる完備の空間を残し、具

体的な規則の制定を今後委ねているといえよう。

3 取締役会の秘書

『新会社法』は、次のような規定を置いた。上場会社は取締役会秘書を設け、職権は、会社株主総会、取締役会議の準備、会社情報の開示などの事項を担当する。

4 重要財産の処理と担保

『新会社法』第122条は、上場会社が上場後1年以内に売買した重要財産または担保の金額が会社の資産総額の30パーセントを超える場合には、株主総会の決議を要し、かつ会議に出席した株主の保有する議決権の3分2以上により採択しなければならないと規定している。

5 利益相反取引での議決権の行使

『新会社法』第125条は、取締役が会社と利益相反関係を有する場合に議決権行使に制限を加えている。つまり、上場会社の取締役は、取締役会議の決議事項にかかわる企業と利益相反関係を有する場合、当該決議事項について議決権を行使してはならず、また他の取締役の議決権の行使を代理することもできない、当該取締役会会議は、過半数の利益相反関係のない取締役が出席すれば開催することができ、会議で行う決議は、利益相反関係のない取締役の過半数により採択することを要する、取締役会に出席した利益相反関係のない取締役の人数が3人に満たない場合には、当該事項について上場会社の株主総会に提出し、承認を求めなければならないと規定している。

七 1人有限責任会社

社会各方面から寄せられた多くの問題点は、1人の自然人または1社の法人が出資して有限責任会社を設立することを許し、また、取引相手の利益と取引のリスクを保護、減少するために、1人有限責任会社に対して特別かつ制限的な規定を置かなければならないというものであった。そこで、『新会

社法』は、次のような内容の規定が置かれた。第1, 1人有限責任会社とは、株主が1人の自然人又は1社の法人のみである有限責任会社をいう（『新会社法』第58条）。

第2, 1人有限責任会社の資本最低限度額は万元とし、株主は定款に定める出資額を1括で払い込まなければならない（『新会社法』第59条第1項）。

第3, 1人の自然人は、1人有限責任会社を1社のみ投資設立することができ、当該1人有限責任会社は、新たに1人有限責任会社を投資設立することができない（『新会社法』第59条第2項）。

第4, 1人有限責任会社は、各会計年度が終了する時点で財務会計報告書を作成し、かつ会計士事務所の監査を受けなければならない（『新会社法』第63条）。

第5, 1人有限責任会社は、会計登記において自然人の独資か又は法人の独資かを明記し、かつ会社営業許可書にも明記しなければならない（『新会社法』第60条）。

問題は、1人会社の形式において、外商独資会社と国有独資会社も有し、この2種類の会社は上述した1人会社に関する規定を適用すべきかどうかという問題、また、これらの会社に対して、超国民待遇又はマイナス国民待遇を与えるべきかどうかという問題もある。『新会社法』の関連内容を分析すると、国有会社に関する多くの規定は既に一般会社の規定に混入されたが、国有独資及び外商独資の特殊性については、未だ完全に取り消されていなかった。少なくとも1人会社に比べて、法律には、1人会社が強制的な監査を受けること、財務報告書の作成すること、会社の財産を株主の自己の財産からの独立の証明ができない場合、会社債務に対して連帯責任を負うべきなどの規定を国有独資又は外資独資会社に対しては、強制的に連帯責任与えていなかった。

八 会社財務会計制度の整備

1 公益金(福利厚生基金)の強制積立制度の廃止

会社の公益金の積み立ては、主に職員の住居の建築に使用され、住居分配制度を改革してから、財務省の関係する規定により、会社はすでに職員の住居のため資金を集める必要がなくなった。ゆえに公益金も元の用途を失い、実践においても会社に、多額の公益金の長期的に不使用の状況に陥り、かつ使用できない問題が発生した。これらの要素を入れて、『新会社法』は、会社の公益金を積み立てに関する内容を削除した。

2 外部の監査

『新会社法』によると、外部の監査について次のような内容がある。第1、1人有限責任会社は、各会計年度が終了する時点で、会計士事務所の監査を受けなければならない(『新会社法』第63条)。

第2、『新会社法』は、財務会計報告書の監査機構を明確にした、つまり、会社は会計士事務所の監査を受けなければならない(『新会社法』第165条)。

第3、財務会計報告書の公告開示範囲を拡大した。つまり、株式を公開発行した会社は、財務会計報告書を公告しなければならない。

第4、会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法律により会計士事務所の監査をうけなければならない(『新会社法』第155条)。

第5、会社が会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を招聘、解任する場合、定款の規定に従い、株主会、株主総会または取締役会により決定する(『新会社法』第170条)。

第6、会社は、会計士事務所に対して、真実かつ完全な会計証拠、会計帳簿、財務会計報告書及びその他の会計資料を提供しなければならず、拒否、隠匿、虚偽報告をしてはならない(『新会社法』第171条)、たとえば、以上

のようなことをする場合には、関連の連帯責任を負わなければならない。

九 会社再編行為の整備と会社債権者保護

1 会社の合併と分割制度

『旧会社法』第7章に規定していた会社の合併と分割手続きの内容は、複雑すぎるので、『新会社法』は、会社の合併に関する手続きを単純化した。すなわち、『新会社法』第174条は、債権者の公告回数を3回から1回に減らし、債権者の会社への権利主張期間を90日から45日に減らした。この規定は、効率の原則に合致するだけでなく、また会社の合併を奨励していることの現れであろう。これらの法律の単純化により市場にビジネスチャンスを与えたが、M&Aの発展が著しいので、社会に国家経済または民族経済の安全性に関する論議を引き起こした。

2 会社の清算制度

『新会社法』は『旧会社法』に対して次のような改正を行った。第1、『旧会社法』第195条は清算案を株主総会または関連主管機関に確認を求めなければならないと規定していたが、『新会社法』第187条は清算案を株主総会、株主総会または人民法院に確認を求めなければならないに改正した。

第2、『旧会社法』第195条に規定した会社債務の完済種類（会社清算する場合、弁済すべき会社債務の項目のことを指す）の「労働保険費用」を『新会社法』第187条の「社会保険料及び法定補償金」に改めた。「社会保険費用」は、企業が国家労働社会保障法に定めた社会保険（職務期間での負傷、失業、医療、退職後の費用を含む）を職員のため関係機関に支払わなければならない費用を指し、「法定補償金」は、新会社法に追加されたものである。つまり、会社が解散する前に従業員との労働契約を解除することによって、関係労働法律に従い従業員に一括支払い済みの賠償金額を指す。

第3、『新会社法』は株式有限会社の清算委員会の構成も改正した。『新会

社法』第184条によると、株式会社清算委員会は、取締役または株主総会で確定した人員により構成される。

第4、会社が破産する場合、企業破産に関する法律に従い、破産清算手続を実施すると規定している（『新会社法』第191条）、また、中国は、新『破産法』を速やかに制定と公告した（この『破産法』は2006年8月27日に採択、2007年6月1日から実施、この法律が2章、136条より構成される）。

十 会社の社会責任の強調

会社は、現代社会において主導的な地位を持つ事業主体類型になりつつある。ゆえに、会社の運営が株主、従業員などの内部関係者の利益に関連しているだけでなく、市場経済の秩序及び社会公共利益の発揮にも重要な影響を与えるから、『新会社法』は次のような規定をおいている。

まず、『新会社法』第5条は、会社が経営活動を行うにあたっては、法令を遵守し、社会公德と商業道德を遵守し、誠実に信用を守り、政府及び社会公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならないと規定している。

次に、『新会社法』第7条は、会社は、従業員の適法な權益を保護し、法律に従い従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現させなければならないと規定している。そして、『新会社法』第187条は、会社が財産を清算するときに、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金をまず払わなければならないと規定している。これらの規定内容について、筆者は、会社法にはじめに国有会社に関する規定の減少と結合して理解するほうがよいと考え、具体的には次の表れがある。第1、会社法において、国有企業、民営企業、私的企業に分ける必要がない。理由は、会社法の規範対象は平等主体間の関係を調整するからである。第2、会社であるならば、国有企業であれ、民営企業であれ、私的企業であれ、社会責任を負

わなければならない。第3、会社の負うべき責任は平等で、公有制企業であるか私有制企業であるか関係はないからである。

十一 会社法の改正により関係諸法律の改正の必要性

『新会社法』の改正内容は、『証券法』、『破産法』、『パートナー企業法』、及び会社の設立、変更、廃止、名称の検査などに関する内容に及ぶ。また、『中外合資経営企業法』とその実施条例、『中外協力経営企業法』とその実施条例、『外国投資者の国内企業の併合に関する暫定規定』、『外商投資（外国投資資本）により投資会社の設立に関する規定』、『外商の（外国資本による）株式有限会社への投資に関する暫定規定』などは、『新会社法』の改正する前に既に改正を加えたので、これらの法律も関係内容を調整しなければならないことになっている。たとえば、権利の会社への出資、最低出資資本、権利の出資比例、会社の重大事項に関する決議の効力、超国民待遇及びマイナス国民待遇などの問題は、今後の解決又は整合に委ねなければならないであろう。

（翻訳 上海社会科学院法学研究所副研究員 金 永明）

謝辞

論文の翻訳に当たり、広島大学大学院社会科学研究所博士後期課程の翁成峰君のご協力を得た。この場を借りて感謝の意を表したい。